○農林水産省告示第九百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町中山七七八、七八一、七八二、一五五五から一五五八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

中山七七八、七八一、七八二、一五五五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百三十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十一年七月十四日

経済産業大臣　二階　俊博

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
一〇四三〇二	平成二十一年六月二十九日	水道メーター第一類	九州計装エンジニアリング株式会社	九州計装エンジニアリング株式会社　計器本部　熊本工場 熊本県熊本市八島町字高橋方七百二十六番地十四

○経済産業省告示第二百三十六号

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）第三条の規定による改正後の割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十条の二の二の規定に基づき、経済産業大臣が定める割合を次のように定め、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月一日）から施行する。

平成二十一年七月十四日

経済産業大臣　二階　俊博

割賦販売法第三十条の二の二の経済産業大臣が定める割合は、百分の九十とする。

○農林水産省
国土交通省告示第一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第四十条第二項の規定による海岸保全施設の管理の所掌の方法についての協議が成立したので、同条第三項の規定により、その内容を次のとおり公示する。

平成二十一年七月十四日

農林水産大臣　石破　茂

国土交通大臣　金子　一義

一　海岸保全施設の位置及び種類

熊本県天草西沿岸釜海岸（天草郡苓北町大字八ツ尾原千二一番地先から同町大字八ツ尾原千十三一二番地先）に係る海岸保全区域内の護岸及び離岸堤

二　管理を所掌する主務大臣　農林水産大臣

三　管理を所掌する期間

告示の日から一に掲げる海岸保全施設に関する海岸保全事業及び当該事業が完了する日までに発生した災害の災害復旧事業が完了する日まで

四　所掌する管理の内容

海岸保全事業及び災害復旧事業として施行する工事その他これらの工事の施行上必要な管理

○経済産業省
国土交通省
環境省告示第百五十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二十条第一項の規定に基づき、次の登録特定原動機検査機関の登録を更新したので、同法第二十五条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年七月十四日

経済産業大臣　二階　俊博

国土交通大臣　金子　一義

環境大臣　斉藤　鉄夫

一　登録年月日　平成二十一年四月二十七日

二　登録番号　第一号

三　登録特定原動機検査機関の氏名又は名称　財団法人日本自動車輸送技術協会

四　住所　東京都千代田区六番町六番地勝永六番町ビル

五　特定原動機検査事務を実施する事業場の名称　財団法人日本自動車輸送技術協会昭島研究室

六　特定原動機検査事務を実施する事業場の所在地　東京都昭島市美堀町四丁目二番二号

七　法人である場合の代表者の氏名　堀込　徳年

一　登録年月日　平成二十一年四月二十七日

二　登録番号　第二号

三　登録特定原動機検査機関の氏名又は名称　社団法人日本建設機械化協会

四　住所　東京都港区芝公園三丁目五番八号

五　特定原動機検査事務を実施する事業場の名称　社団法人日本建設機械化協会施工技術総合研究所

六　特定原動機検査事務を実施する事業場の所在地　静岡県富士市大渕三千百五十四番地

七　法人である場合の代表者の氏名　辻　靖三

○経済産業省
国土交通省告示第百五十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二十七条において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次の登録特定特殊自動車検査機関の登録を更新したので、同法第二十七条において準用する同法第二十五条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年七月十四日

経済産業大臣　二階　俊博

国土交通大臣　金子　一義

環境大臣　斉藤　鉄夫

一　登録年月日　平成二十一年四月二十七日

二　登録番号　第一号

三　登録特定特殊自動車検査機関の氏名又は名称　財団法人日本自動車輸送技術協会

四　住所　東京都千代田区六番町六番地勝永六番町ビル

五　特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の名称　財団法人日本自動車輸送技術協会昭島研究室

六　特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の所在地　東京都昭島市美堀町四丁目二番二号

七　法人である場合の代表者の氏名　堀込　徳年

一　登録年月日　平成二十一年四月二十七日

二　登録番号　第二号

三　登録特定特殊自動車検査機関の氏名又は名称　社団法人日本建設機械化協会

四　住所　東京都港区芝公園三丁目五番八号

五　特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の名称　社団法人日本建設機械化協会施工技術総合研究所

六　特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の所在地　静岡県富士市大渕三千百五十四番地

七　法人である場合の代表者の氏名　辻　靖三